

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和5年6月27日(2023.6.27)

【公開番号】特開2022-135605(P2022-135605A)

【公開日】令和4年9月15日(2022.9.15)

【年通号数】公開公報(特許)2022-171

【出願番号】特願2021-35532(P2021-35532)

【国際特許分類】

H 0 2 G 3/22(2006.01)

H 0 1 B 17/58(2006.01)

H 0 1 B 7/00(2006.01)

F 1 6 L 5/02(2006.01)

B 6 0 R 16/02(2006.01)

10

【F I】

H 0 2 G 3/22

H 0 1 B 17/58 C

H 0 1 B 7/00 3 0 1

F 1 6 L 5/02 A

B 6 0 R 16/02 6 2 2

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月19日(2023.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

固定部56は、車体パネル80との固定に用いられる。固定部56は、挿通孔82から外周側に離れた位置において、車体パネル80に対して周方向に沿って部分的に固定可能に設けられる。固定部56は、ブラケット本体52の外縁の一部から径方向外側に延びる。本例では、固定部56は、180度間隔で一対設けられている。固定部は3つ以上設けられていてもよい。3つ以上の固定部は、周方向に等間隔に配置されてもよい。また、各固定部56には、固定部56を貫通する固定孔57が形成されている。車体パネル80に固定されたボルト84が固定孔57を貫通して締結される。なお、図2に示す例では、ボルト84は、車体パネル80のうちブラケット50が配置される側の表面に対して頭部が溶接等によって固定されている。もっとも、車体パネル80に対するボルト84の固定態様は、これに限られない。例えば、ボルト84は、車体パネル80に対して軸部が貫通するように配置されて固定されてもよい。

30

40

50